



ウ本項「(2)②」のa、cにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様の負担で出発地に戻るための必要な手配を行います。エ当社本項「(2)②」のaの規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様の間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に契約を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

(3) 旅行代金の払い戻しの期間  
 当社は、第15項(旅行代金の額の変更)(2)(3)の規定により旅行代金を減額した場合、お客様もしくは当社が旅行契約を解除し払い戻すことが発生したときは、旅行開始後の解除による払い戻しにあっては、解除の日日から起算して7日以内、旅行代金の減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあっては、パンフレットに記載した旅行終了の日の日日から起算して30日以内に払い戻しいたします。

(4) 本項(3)の規程は、第21項(当社の責任)または第23項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様または当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

**17. 旅程管理**  
 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社がお客様と全く異なる特約を結んだ場合、この限りではありません。

(1) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約にしたがった旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。

(2) 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるをえないときは、変更後の旅行サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程を当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努力することなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

(3) 保護措置  
 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めるときは、必要な措置を講ずることあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様または当社費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならないものとします。

**18. 当社の指示**  
 お客様は、旅行開始から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは、自由行動時間を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

**19. 添乗員**  
 (1) 添乗員同行の有無はパンフレットに明示いたします。  
 (2) 添乗員同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあっては旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務およびその他当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。  
 (3) 添乗員が同行しない旅行にあっては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。  
 (4) 添乗員は、原則として、8時から20時までといたします。  
 (5) 添乗員は旅程管理に全力を尽くすため、お客様と同行させていただきます。なお、労働基準法の定めにも動労中、一定の休憩時間を適宜取得できること、労働条件等については、お客様各位のご理解とご高配をお願い申し上げます。

**20. 当社の責任**  
 (1) 当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者の故意または過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。(損害発生の日日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限ります)  
 (2) お客様が次に掲げるような当社または当社の手配代行者の関与しない事由により、損害を被られた場合は、当社は本項(1)の責任を負いません。ア天災地変、戦乱、暴動、またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行中の中止、イ宿泊機関等のサービス提供の中止、またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、ウ官公署の命令、外国の出入国規制、感染症による隔離またはこれらによって生じる旅行内容の変更、旅行の中止  
 エ自由行動中の事故  
 オ食中毒  
 カ盗難、詐欺等の犯罪行為  
 キ運送、宿泊機関等の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮  
 ク運送、宿泊機関等の事故、火災または第三者の故意または過失によりお客様が被られた損害事故による傷害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救護者費用等には一切適用されません。  
 ケその他、当社の関与し得ない事由  
 (3) 手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して申出があった場合に限り、旅行者1名につき15万円を限度に賠償いたします。(当社または当社の手配代行者に故意または重大な過失がある場合を除きます)

**21. 特別補償**  
 (1) 当社は前項(当社の責任)が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故によって身体に障害を被ったときに、お客様またはその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金および通院見舞金をお支払いいたします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、その他当社約款特別補償規定第18条2項に定める品目については補償いたしません。※事故による傷害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救護者費用等には一切適用されません。  
 (2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等の場合、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、バングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターグライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジェットスキー搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金および見舞金をお支払いいたしません。ただし当該運動が旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。  
 (3) 当社が前項(当社の責任)を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部または全部に充当します。  
 (4) 当社はお客様の求めに応じて本旅行の行程から離れて行動するための手配を受けることがあります。この場合、当該別行動の旅行は手配旅行契約に基づくものとなり、本項特別補償の適用はありません。  
 (5) 当社が、本項(1)に基づく補償金支払義務と前項による損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

**22. お客様の責任**  
 (1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被った場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。  
 (2) お客様は当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利、義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後においてパンフレット記載の旅行サービスを円滑に受領するため、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたら認識されたときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者または、当該旅行サービスの提供者に申出しなければなりません。

**23. オプションツアーまたは情報提供**  
 (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が企画・実施するオプションツアーの第22項(特別補償)の適用については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。当社企画実施のオプションツアーはパンフレット等で明示します。  
 (2) オプションツアーの企画者が当社以外の現地法人である旨をパンフレット等に明示した場合は、当社は当該オプションツアー参加中のお客様に発生した第22項(特別補償)で規定する損害に対しては、当社は同項の規定に基づき損害賠償金を支払いません。ただし、当該オプションツアーの履行に関わる企画者の責任およびお客様の責任は、すべて当該オプションツアーが履行される現地法人および当該企画者の定めによります。  
 (3) 当社は、パンフレット等に異なる情報提供として可能なスポーツ等に記載した場合、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様が発生した損害に対しては、当社は第22項(特別補償)の規定は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

**24. 旅程保証**  
 (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①②を除き旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了の日の日日から起算して30日以内にお支払いいたします)ただし、当該変更事項について当社に第21項(当社の責任)が発生することが明らかでない場合は、変更補償金として一部、損害賠償金の全部または一部として支払います。  
 ①次に掲げる事由による変更の場合は、変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足(オーバーブッキング)が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います)  
 ア旅行日程に支障をもたらす悪天候・天災地変  
 イ暴動  
 ウ騒動  
 エ工官公署の命令  
 オ欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止  
 カ遅延、スケジュールの変更その他の運行計画によらない運送サービスの提供  
 キ旅行の生命または身体安全確保のために必要な措置  
 ク第17項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかわる変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。  
 (2) ①項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、旅行代金に5%を乗じて得た額を上限とします。変更補償金の額は、0.001円未満である時は変更補償金を支払いません。  
 (3) 当社が本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後、当該変更について、当社に第21項(当社の責任)が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更にかかわる変更補償金を当社に返還しなければならない場合です。この場合当社は、同項の規定に基づきお客様が支払った損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺してその残額を支払います。  
 (4) 当社は、お客様が同意された場合、同等価値以上の物品・サービスの提供をもって、金額による変更補償金の支払いにかえさせていただきますことがあります。

**○変更補償金**

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額 お支払別乗旅行代金×1件につき下記の率	旅行開始日の前日まで お客様に通知した場合	旅行開始日以降に お客様に通知した場合
①パンフレットに記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	1.5%	3.0%
②パンフレットに記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含む)その他の旅行目的の変更	1.0%	1.0%	2.0%
③パンフレットに記載した運送機関の等級または該機関のより低いものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額がパンフレットに記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り適用します。)	1.0%	1.0%	2.0%
④パンフレットに記載した運送機関の種類または会社の変更	1.0%	1.0%	2.0%
⑤パンフレットに記載した日本国内の旅行開始地または空港または旅行終了地または交通の異なる便への変更	1.0%	1.0%	2.0%
⑥パンフレットに記載した日本国内と外国との間における直行便の乗継便または経由便への変更	1.0%	1.0%	2.0%
⑦パンフレットに記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0%	1.0%	2.0%
⑧パンフレットに記載した宿泊機関の客室の種類・設備・景観その他の客室条件の変更	1.0%	1.0%	2.0%
⑨上記①～⑧に掲げる変更のうちパンフレットのツアータイトルの中に記載があった事項の変更	2.5%	2.5%	5.0%

注1：最終旅行日程表が交付された場合には、「パンフレット」とあるのを「最終旅行日程表」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、パンフレットの記載内容と最終旅行日程表の記載内容との間または最終旅行日程表の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。  
 注2：③または④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。  
 注3：①に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。  
 注4：④⑦⑧に掲げる変更が1乗車船等または1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等または1泊につき1件として取り扱います。  
 注5：⑨に掲げる変更は、①から⑧までの率を適用せず、⑨によります。

**25. 旅行条件・旅行代金の基準**  
 この旅行条件は2010年5月1日を基準としています。また旅行代金は、2010年5月1日以降に出発する旅行に適用される運賃として予定されている航空運賃・適用規則を基準としています

**26. 個人情報の取り扱い**  
 (1) 当社は、旅行申し込みの際に提出された申込書の記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただきます。当社は、旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの受領のための手続き時必要な範囲内、また旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きが必要な範囲内で、個人情報を利用させていただきます。このほか、当社  
 ①当社および当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご提供  
 ②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い  
 ③アンケートのお願い  
 ④特典サービスの提供  
 ⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただきます。

(2) 当社は、旅行先でのお客様の便宜を図るため、当社の保有するお客様の個人データをお土産物屋等に提供させていただきます。この場合、お客様の氏名・パスポート番号・および搭乗される航空機便名等にかかわる個人データをあらかじめ電子的方法およびファンミに送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止をご希望される場合は、当社にお申し出ください。

**27. 通信契約の旅行条件**  
 (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金、取消料等のお支払いを受けることを条件に、お客様が電話、郵便、ファンミ等その他の通信手段によるお申込みを受けて旅行契約(以下「通信契約」といいます)を締結することがあります。通信契約による旅行条件も本旅行条件書に準拠いたします。一部取り扱いきれない場合があります。以下に異なる点のみをご案内いたします。  
 (2) 本項でいう「カード利用」とは、お客様または当社が旅行契約に基づく旅行代金等のお支払または払戻債務を履行すべき旨をいいます。  
 (3) 通信契約による旅行契約は、電話によるお申込みの場合は当社がお客様からのお申込みを承諾したときに成立するものとします。郵便その他の通信手段によるお申込みの場合は、当社が旅行契約を承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。ただし、e-mail、ファンミ等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。  
 (4) 当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は、確定した旅行サービスの内容をお客様に通知した日とします。また、契約内容の変更や契約解除等によりお客様が負担することになる費用のカード利用日は、当社が費用等の額をお客様に通知した日とします。ただし、方法により当社が旅行契約を解除したときは、当社が定める期日および日項により当該費用等をお支払いいたします。  
 (5) 当社は、お客様が有するクレジットカードが無効であるまたは無効になり、お客様が旅行代金・取消料等の一部または全部を提携会社のカードによって決済できないときは、旅行契約の締結をお断りまたは旅行契約を解除することがあります。

**28. その他**  
 (1) お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員・現地係員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動時に要した諸費用が生じたときは、これらの費用をお客様にご負担いただきます。  
 (2) お客様の便宜をはかるため土産物店等にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任でご購入いただきます。  
 (3) お客様の交換・返品等のお手伝いはいたしません。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてご用意いただき、その手続きは、土産店・空港等でご確認の上、お客様ご自身で行ってください。  
 (4) パンフレットや国内諸法令により日本への持込が禁止されている品物がございませぬ。ご購入には十分ご注意ください。  
 (5) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。  
 (6) 子供代金および幼児代金は、コースによって規定が異なります。  
 (7) 当社が旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについては、各コース日程表に記載している出発空港出発(集合)して、当該空港の地帯(解散)するまでとなります。  
 (8) 海外発着のものについては、日程表等でご案内した海外での集合場所に集合してから、海外の解散場所まで解散するまでとなります。  
 (9) 日本国内の空港から本項(5)の発着空港までの区間を、普通運賃またはパンフレット内に記載した追加代金等で利用する場合、当該区間は旅行契約の範囲に含まれません。  
 (10) 契約に関するお客様と当社との紛争については、日本国内の裁判所のみが管轄を有し、日本法に準拠するものとします。

**国内旅行傷害保険のすすめ**  
 企画旅行契約の特別補償規定により、当社は、お客様がご旅行中に被られた損害について、一定の範囲で補償させていただきますが、怪我や病気の治療費等については補償がございません。安心してご旅行をいただくためにも、お客様自身及び携行品などには必ず国内旅行傷害保険をかけられますようにお薦めいたします。詳細は販売員までお問い合わせください。